

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第6号

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年四日市市規則第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 認定基準 法第6条第1項第1号から<u>第7号</u>までの基準をいう。</p> <p>(2) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 認定基準 法第6条第1項第1号から<u>第6号</u>までの基準をいう。</p> <p>(2) <u>性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。</u></p> <p>(3) <u>品確法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(技術的審査)</u></p> <p><u>第3条 法第5条第1項から第3項又は法第8条第1項の規定による認定の申</u></p>

請をしようとする者は、当該申請を行う前に、長期優良住宅建築等計画が次の各号に掲げる基準の全てに適合していることについて、性能評価機関による技術的審査を受けることができる。

(1) 法第6条第1項第1号の住宅の構造及び設備に関する基準

(2) 法第6条第1項第2号の住宅の規模に関する基準

(3) 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イの建築後の住宅の維持保全の方法等に関する基準

(4) 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロの資金計画に関する基準

### 第3条 (略)

(市長が定める図書)

第4条 省令第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、別表第1の(ア)欄の区分に応じ、それぞれ(イ)欄に定めるものその他認定の申請審査において必要と認める図書とする。ただし、品確法第6条の2第5項の確認書の写し又は品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の写しを添えて申請したときは、同表(6)から(8)までの項(イ)の欄に規定する図書を添付することを要しない。

2 省令第2条第1項の表1及び表2に掲げる付近見取図は、第14条第4号ア又はイに定める区域が分かる縮尺2,5

### 第4条 (略)

(市長が定める図書)

第5条 省令第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、別表第1の(ア)欄の区分に応じ、それぞれ(イ)欄に定めるものその他認定の申請審査において必要と認める図書とする。

2 省令第2条第1項の表に掲げる付近見取図は、第14条第4号ア又はイに定める区域が分かる縮尺2,500分の1

00分の1程度の都市計画基本図とする。

3 (略)

4 省令第18条第1項の規則で定める

図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

(1) 維持保全計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

(計画の通知)

第5条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合は、第3条の規定により提出された図書を添えて、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 法第5条第1項から第5項まで、法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定による認定の申請をした者が、その申請を取り下げようとするときは、市長に取下届(第1号様式)の正本及び副本各1通を提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第7条 市長は、法第5条第1項から第5項まで、法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(第2号様式)により申請者に通

程度の都市計画基本図とする。

3 (略)

(計画の通知)

第6条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合は、第4条の規定により提出された図書を添えて、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 法第5条第1項から第3項まで、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による認定の申請をした者が、その申請を取り下げようとするときは、市長に取下届(第1号様式)の正本及び副本各1通を提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第8条 市長は、法第5条第1項から第3項まで、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとす

知するものとする。

第 8 条 (略)

第 9 条 (略)

(法第 9 条第 1 項又は第 3 項に規定する変更の認定の申請)

第 1 0 条 省令第 8 条に規定する添付図書のうち変更に係るものは、法第 9 条第 1 項の規定による変更の認定を申請する場合にあっては売買契約書の写し又は登記事項証明書等、法第 9 条第 3 項の規定による変更の認定を申請する場合にあっては管理者等が選任されたことが分かる書類とする。

第 1 1 条 (略)

(地位の承継の承認の申請)

第 1 2 条 省令第 1 4 条に規定する地位の承継の事実を証する書類とは、売買契約書の写し、登記事項証明書等とする。

第 1 3 条 (略)

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準)

第 1 4 条 法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する基準に適合する住宅は、次の各号のいずれにも適合する住宅とする。

る。

第 9 条 (略)

第 1 0 条 (略)

(法第 9 条第 1 項に規定する変更の認定の申請)

第 1 1 条 省令第 8 条に規定する添付図書のうち変更に係るものは、法第 9 条第 1 項の規定による変更の認定を申請する場合にあっては、売買契約書の写し、登記事項証明書等とする。

第 1 2 条 (略)

(地位の承継の承認の申請)

第 1 3 条 省令第 1 2 条に規定する地位の承継の事実を証する書類とは、売買契約書の写し、登記事項証明書等とする。

第 1 4 条 (略)

<p>(1) <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の区域外であること。</u></p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域外であること。</u></p>
--

改正後		
別表第1（第4条第1項関係）		
	(ア)	(イ)
(略)		
(2)	<u>建築をしようとする住宅が、建築基準法第6条第1項に規定する確認を受ける必要がある場合（ただし、法第18条第1項の規定による申請をする場合を除く。）</u>	建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたことを証する書面の写し
(3)	<u>法第5条第1項、第2項若しくは第5項の規定による認定又は法第9条第1項若しくは第3項の規定による変更の認定の申請を行う場合</u>	<u>維持保全計画書</u>
(4)	<u>第13条の基準が適用される場合</u>	当該基準に適合することを判断するために必要な図書
(5)	<u>第14条に定める区域の区域内に住宅の敷地が存する場合</u>	<u>当該区域の区域外に住宅があることを確認するために必要な図書</u>
(6)	(略)	
(略)		

改正前
-----

別表第1 (第5条第1項関係)		
	(ア)	(イ)
(略)		
(2)	建築をしようとする住宅が、建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたものである場合	建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたことを証する書面の写し
(3)	第3条の規定により性能評価機関の技術的審査を受けた場合	性能評価機関が発行する第3条各号に掲げる基準の全てに適合していることを証する書類(以下「適合証」という。)の写し
(4)	第3条の規定による審査を受けない場合であって、法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたとき	設計住宅性能評価書の写し
(5)	第14条の基準が適用される場合	当該基準に適合することを判断するために必要な図書
(6)	(略)	
(略)		

改正後		
別表第2 (第4条第3項関係)		
	(ア)	(イ)
(1)	(略)	
(2)	(略)	

改正前		
別表第2 (第5条第3項関係)		
	(ア)	(イ)

(1)	第3条の規定により性能評価機関の 技術的審査を受け、適合証の写しを添 付した場合	各種計算書のうち次に掲げるもの ア 耐震等級の算出に必要な構造 計算書 イ 断熱等性能等級の算出に必要 な計算書
(2)	(略)	
(3)	(略)	

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

取 下 届

年 月 日

四日市市長

届出者  
住 所  
氏 名

下記の長期優良住宅建築等計画の認定申請を取り下げたいので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日  
年 月 日

2 申請に係る住宅の位置  
四日市市

3 確認の特例の有無  
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の有無  
有 ・ 無

4 申請を取り下げる理由

※ 受付欄

(注意)

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ※欄は記入しないでください。



認定しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定申請については、長期優良住宅普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る住宅の位置

四日市市

4 認定しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

承認しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る住宅の位置

四日市市

4 承認しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

取りやめ届

年 月 日

四日市市長

届出者（認定計画実施者）

住 所

氏 名

下記の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき届け出ます。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 確認の特例の有無

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の有無 有・無  
(確認年月日・番号 年 月 日 第 号)

5 住宅の建築又は維持保全を取りやめる理由

※ 受付欄

(注意)

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ※欄は記入しないでください。

※ 受付欄

軽微な変更届

年 月 日

四日市市長

届出者（認定計画実施者）

住 所

氏 名

認定長期優良住宅建築等計画について、軽微な変更をしましたので四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第11条の規定に基づき届け出ます。

認定番号及び年月日	第 号 年 月 日	
認定住宅の位置	四日市市	
工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更 (6月以内)	旧	
	新	
譲受人の決定の予定時期の変更 (6月以内)	旧	
	新	
その他の変更	旧	
	新	
変更の理由		

(注意)

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 計画の軽微な変更により図面等に訂正がある場合は、変更箇所が分かる図面等を添付してください。
- ※欄は記入しないでください。

※受付欄

※受付欄

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている申請書に係る改正後の四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

(都市整備部建築指導課)